証券コード　4265
（発送日）2024年６月７日
（電子提供措置の開始日）2024年６月２日

株　主　各　位

東京都渋谷区恵比寿南一丁目11番２号
Institution for a Global Society株式会社
代表取締役社長　福　原　正　大

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト　https://i-globalsociety.com/ir/stock/meeting/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「2024年定時株主総会」を選択して、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Institution for a Global Society」又は「コード」に当社証券コード「4265」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

　なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年６月21日（金曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2024年６月24日（月曜日）午前10時
（受付開始：午前９時30分）

2．場　　所　東京都渋谷区恵比寿一丁目20番８号
エビススバルビル５階 EBiS303 カンファレンススペースBC
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項
1．第14期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第14期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款の一部変更の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

・事業報告の「新株予約権に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。

事　業　報　告

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

１．企業集団の現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、世界的なインフレに対する警戒感、金利差などによる円安の進行、またガザやウクライナ問題による政治的な情勢不安が増してきたものの、雇用や所得環境、企業の収益環境は緩やかな回復が続きました。技術の進展においては、生成AIの急速な発展が個人情報や著作権侵害につながる可能性があるため、生成AIに対する規制の動きが徐々に広がりつつあり、健全な発展に向けての枠組み作りが開始されています。また、世界的なインパクト投資が広がる中、日本国内の上場企業の人的資本への理解と開示が進んでおり、また、ビットコインのETFがアメリカSECで承認された等、暗号資産の資本市場への広がりが始まっており、市場資本主義に置き換わる新しい資本主義が台頭し始めている動きがみてとれます。

当社グループは、「分断なき持続可能な社会を実現するための手段を提供する」ことを企業パーパスとし、個人が持つ多面的な能力を科学的に評価するシステムや、評価データにもとづき成長を支援する教育コンテンツ、そして個人・企業・投資家といった多くのステークホルダーが、社会の人的・社会資本形成に向けた動きを拡大させる中、データを安全かつ主体的に活用するための枠組みを構築しており、それらを学校法人、企業、地方自治体、政府、国際機関などのコミュニティに対して展開し、個人と組織のエンパワーメントを支援するSociety5.0時代の産業基盤となるべくサービスを提供しています。

当社グループは、既存のＨＲ事業と教育事業を基盤として、持続的な成長を目指しています。戦略として両利きの経営を目指し、ＨＲ事業と教育事業においては深化を深め、このデータや顧客基盤をもとに、プラットフォーム/Web3事業で積極的に探索活動を強め、今後の大きな成長の布石を打っています。

ＨＲ事業におきましては、AI搭載エンジンにより社員や採用候補者の気質・コンピテンシー・スキルを科学的に測定して能力を可視化する「GROW360」を利用したサービスを主に大企業向けに提供しておりま

す。また、人的資本の情報開示に向けた政府の議論が加速する中、昨年度より開始した産学協働の「人的資本理論の実証化研究会」の運営支援につきましては、今年度は規模を３倍以上に拡大し実施いたしました。特筆すべきは、本研究会及び当社の取り組みは、多くの投資家及び国際機関の関心を得ており、人的資本のインパクト評価・投資への足掛かりを作っていることです。さらに、2024年１月の三井住友信託銀行株式会社との業務提携契約の締結により、同社の幅広いお取引先企業に対しても、人的資本ソリューションの提案を開始しております。

教育事業におきましては、生徒の多様な能力とその成長に加え、各種教育活動の教育効果を可視化する評価システム「AiGROW」、生徒のコンピテンシー育成のための動画コンテンツ「GROW Academy」、オンライン英語学習プラットフォーム「e-Spire」、高等学校含め全面実施となった新学習指導要領下で重視される探究型学習の効果を網羅的に評価する「探究力測定パッケージ」を提供しております。また、株式会社JTBと開発した教育効果システム「J's GROW」を提供開始いたしました。さらに、国際機関との連携により、「探究力測定」と「AiGROW」を利用したアジア地域での非認知能力に関する共同研究を開始し、加えて、ヤマハ株式会社との連携により、コロンビア共和国をはじめとした国外市場にて「AiGROW」を採用いただき、海外展開を推進しております。

新規事業であるプラットフォーム/Web3事業におきましては、同事業を世界で大きく広げることに向けた中長期的な戦略に基づき、プロジェクトの重要な要素である暗号資産関連事業を行うことを目的に、2023年４月にはONGAESHI Corporation（当社の100%子会社）を設立、10月に人材育成・採用一体型の新サービス「ONGAESHI（オンガエシ）プロジェクト」をローンチいたしました。さらに、当第４四半期連結会計期間において、「ONGAESHIプロジェクト」の海外展開を見据えて設立されたシンガポール法人「BOUNDLESSEDU PTE.LTD.」への出資を行った上で、同社への本プロジェクトのプラットフォームシステム売却を行いました。なお、同社の資金調達を目的とした匿名組合出資を予定しており、同匿名組合は当社の連結子会社となる見込みです。

コスト面におきましては、新規事業である「ONGAESHIプロジェクト」のプラットフォーム開発に研究開発費134,305千円を計上いたしました。また、「GROW360」「Ai GROW」のAI精度向上や機能拡充、多言語対応、UI/UX改善等のソフトウエア開発及び研究開発活動、業容拡大のための人材採用にも継続して取り組んでおります。一方で、テレワーク

を推奨し、コスト最適化に努めております。
　この結果、当連結会計期間の売上高は916,955千円、営業損失21,667千円、経常損失21,012千円、親会社株主に帰属する当期純損失21,171千円となりました。
　なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行っておりません。
　一方で、当社グループのコア事業を示す当社個別決算の売上高は920,915千円（前年同期比37.8％増）、営業損失3,525千円（前年同期は営業損失80,704千円）、経常損失2,870千円（同　80,317千円）、当期純損失3,029千円（同　125,401千円）となり、収支が均衡する水準まで大幅に改善いたしました。

　事業セグメントの状況は次のとおりであります。
［HR事業］
　ＨＲ事業では、AI搭載エンジンにより社員や採用候補者の気質・コンピテンシー・スキルを科学的に測定して能力を可視化する「GROW360」を利用したサービスを主に大手企業向けに提供しております。また、人的資本の情報開示に向けた政府の議論が加速する中、昨年度より産学協働の「人的資本理論の実証化研究会」を発足しており、今年度はその規模を３倍以上に拡大し、33社の企業にご参画いただきました。本研究会及び当社の取り組みは、企業のみならず、多くの投資家及び国際機関の関心を得ており、人的資本のインパクト評価・投資への足掛かりを作っています。さらに、三井住友信託銀行株式会社との業務提携契約の締結により、同社の幅広いお取引先企業に対しても、人的資本ソリューションの提案を開始しております。
　この結果、当セグメントの売上高は342,399千円、セグメント利益は130,209千円となりました。

［教育事業］
　教育事業では、生徒の多様な能力とその成長に加え、各種教育活動の教育効果を可視化する評価システム「AiGROW」、生徒のコンピテンシー育成のための動画コンテンツ「GROW Academy」、オンライン英語学習プラットフォーム「e-Spire」、高等学校含め全面実施となった新学習指導要領下で重視される探究型学習の効果を網羅的に評価する「探究力測定パッケージ」を提供しております。また、昨年度交付されていた

「Edtech導入補助金2022」の後継版ともいえる「探究的な学び支援補助金2023」の交付が決定し、9月から12月までサービスを提供いたしました。さらに、当第４四半期連結会計期間より、国際機関との共同研究を開始いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は294,430千円、セグメント利益は100,368千円となりました。

［プラットフォーム/Web3事業］

プラットフォーム/Web3事業では、ビットコインのETFが米国SECで承認されるなど事業環境が急速に改善する中、同事業を世界で大きく広げることに向けた中長期的な戦略に基づき、プロジェクトの重要な要素である暗号資産関連事業を行うことを目的に、2023年４月にはONGAESHI Corporation（当社の100%子会社）を設立、10月に人材育成・採用一体型の新サービス「ONGAESHIプロジェクト」をローンチしました。さらに、当第４四半期連結会計期間において、「ONGAESHIプロジェクト」の海外展開を見据えて設立されたシンガポール法人「BOUNDLESSEDU PTE.LTD.」への出資を行った上で、同社へのシステム売却を行いました。また、デジタル庁の「Trusted Web（秘密計算）の実現に向けたユースケース実証事業」に採択されました。

この結果、当セグメントの売上高は280,125千円、セグメント損失は38,912千円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は31,241千円であり、その内容はソフトウェア開発であります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、新株予約権の行使により2,847千円の資金を調達いたしました。

④ 重要な組織再編等の状況

当社は、2023年４月３日にONGAESHI Corporationの全株式を取得し、同社を連結子会社としております。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 11 期 (2021年３月期)	第 12 期 (2022年３月期)	第 13 期 (2023年３月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (2024年３月期)
売　　上　　高 (千円)	－	－	－	916,955
経常損失（△）　　(千円)	－	－	－	△21,012
親会社株主に帰属する当期純損失（△）　(千円)	－	－	－	△21,171
親会社株主に帰属する1株当たり当期純損失（△）　(円)	－	－	－	△4.71
総　　資　　産 (千円)	－	－	－	1,092,256
純　　資　　産 (千円)	－	－	－	1,014,557
１株当たり純資産（円)	－	－	－	224.97

（注）当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第13期以前の状況は記載しておりません。

②当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 11 期 (2021年３月期)	第 12 期 (2022年３月期)	第 13 期 (2023年３月期)	第 14 期 (当事業年度) (2024年３月期)
売　　上　　高 (千円)	514,426	720,710	668,135	920,915
経常利益又は経常損失（△）　(千円)	9,123	21,287	△80,317	△2,870
当期純利益又は当期純損失（△）　(千円)	3,690	44,433	△125,401	△3,029
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）　(円)	0.93	10.90	△28.35	△0.67
総　　資　　産 (千円)	489,690	1,234,877	1,088,087	1,158,693
純　　資　　産 (千円)	440,327	1,141,140	1,032,917	1,032,699
１株当たり純資産（円)	△76.59	259.79	230.01	229.00

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
ONGAESHI Corporation	50,000千円	100%	暗号資産関連事業

(注) 2023年４月３日にONGAESHI Corporationの全株式を取得し、同社を連結子会社としております。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、社会基盤たるプラットフォーマーへの変容を実現するために取り組むべき課題を下記のとおり認識しております。これら経営課題を克服するためにも、社会的信用度・知名度の向上、内部管理体制の整備・充実による経営管理体制の充実・強化等が重要と考えております。

① 優秀な人材の確保・育成

当社グループが、今後更なる業容拡大に対応するためには、継続して優秀な人材の確保・育成が重要な課題となります。この課題に対応するため、当社グループ全体の事業戦略の視点から必要な人材を確保し、最適な人材ポートフォリオを実現します。人材ギャップ解消のための採用・育成戦略を立案するとともに、処遇改善や成長領域に対応した人材の重点的な強化を行います。さらに、European Skills, Competences, Qualifications and Occupations（ESCO）を基にしたスキルマップを作成し、必要なスキルセットを明確にすることで、効率的な人材育成や採用を推進します。加えて、リモートワークの導入、福利厚生制度の充実等により、優秀な人材の定着を図ります。

② 組織体制の強化

当社グループは小規模な組織であり、内部管理や業務執行についてもそれに応じた体制となっております。今後の業容拡大及び業務内容の多様化に対応するため、内部管理体制や業務執行体制の一層の充実を図り、コーポレート・ガバナンスの体制強化に取り組んでまいります。

③　積極的なサービス開発

当社グループは、評価・教育という軸で多面的に個々人の成長をサポートすることを生業としております。環境変化の激しいSociety5.0時代において人材育成を支援するには、常に新しいサービスを開発し、市場に提供する必要があります。そのために、既存サービスのアップデートに加え、時機を捉えた新サービス開発に努めてまいります。

④　テクノロジーの強化

当社グループの事業領域であるインターネット及びAI関連市場につきましては、技術革新のスピードが極めて速いという特徴があり、競争力のあるサービスを提供するためには、その新技術に速やかに対応していく必要があります。高度な技術を持つエンジニア、データサイエンティスト等の人材の確保、先端技術への投資・モニタリング等を通じて、テクノロジーの強化に取り組んでまいります。

⑤　財務基盤の強化

当社グループは、継続的かつ安定的な事業の拡大を図る上では、手許資金の流動性確保や金融機関との良好な取引関係が重要であると考えております。このため、一定の内部留保の確保や費用対効果の検討による各種コストの見直しを継続的に行うことで、財務基盤の強化を図ってまいります。

⑥　海外展開

当社グループは、国際機関やグローバル企業と連携し、グローバルサウス諸国を中心に実証的な取り組みをスタートさせています。今後は、徹底的な市場調査を通じて現地市場の特性を理解し、競合他社の動向を把握するとともに現地の信頼できるパートナーとの関係構築を図り、適切な市場参入戦略を策定します。また、スキルマップを活用し、グローバルな視点を持つ優秀な人材の確保と育成を推進します。さらに、製品やサービスのローカライズと各国の法規制遵守を徹底し、現地市場に適したサービスの提供体制を整えます。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント（2024年３月31日現在）

事業区分	事　　業　　内　　容
ＨＲ事業	人材評価システム「GROW360」 「人的資本理論の実証化研究会」の主催・運営支援
教育事業	教育アドバイザリー、人材評価システム（教育機関用）「Ai GROW」 コンピテンシー育成動画コンテンツ「GROW Academy」 英語教育システム「e-Spire」 探究力測定パッケージ「数理探究アセスメント」
プラットフォーム/Web3事業	ブロックチェーンを用いた個人情報管理・活用・転職支援プロジェクト「ONGAESHIプロジェクト」

(6) 主要な営業所及び工場（2024年３月31日現在）

①当社

本　　社	東京都渋谷区恵比寿南一丁目11番2号

②子会社

ＯＮＧＡＥＳＨＩ Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ	British Virgin Islands

(7) 従業員の状況（2024年３月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数
54（4）名

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、最近１年間の平均人員を（外書き）で記載しております。
２．複数のセグメントにまたがって従事する従業員がいることから、セグメント別の記載を省略しております。
３．当期より企業集団の従業員の状況を記載しているため、前期との比較は行っておりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
54（4）名	３名増

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、最近１年間の平均人員を（外書き）で記載しております。
２．複数のセグメントにまたがって従事する従業員がいることから、セグメント別の記載を省略しております。
３．前事業年度末に比べ従業員が３名増加しておりますが、主として業容拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2024年３月31日現在）

該当事項はありません。

2．株式の状況（2024年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　15,900,000株

(2) 発行済株式の総数　4,508,300株

（注）新株予約権の行使により、発行済株式の総数は19,000株増加しております。

(3) 株主数　3,073名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
福原正大	565,400株	12.54%
岩永泰典	325,000	7.20
株式会社ウィザス	290,000	6.43
尾田信夫	262,700	5.82
慶應イノベーション・イニシアティブ1号投資事業有限責任組合	131,500	2.91
塚本勲	84,000	1.86
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	80,800	1.79
松井証券株式会社	78,000	1.73
谷家衛	75,000	1.66
上田八木短資株式会社	70,500	1.56

（注）持株比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	福　原　正　大	慶應義塾大学　特任教授 東京理科大学　客員教授 一橋大学　特任教授
取締役ＣＯＯ	中　里　　忍	
取　締　役	中　江　史　人	
取　締　役	幸　田　博　人	株式会社イノベーション・インテリジェンス研究所　代表取締役社長 リーディング・スキル・テスト株式会社　代表取締役社長 株式会社産業革新投資機構　社外取締役 一般社団法人IMA価値共創研究会　代表理事 株式会社ストラテジー・アドバイザーズ　代表取締役会長 株式会社Arent　社外取締役
常勤監査役	加　納　　裕	
監　査　役	稗田さやか	表参道総合法律事務所　所属弁護士 東京建物株式会社　社外監査役
監　査　役	小　林　　武	名古屋商科大学ビジネススクール　教授

（注）１．取締役幸田博人氏は、社外取締役であります。
２．監査役稗田さやか氏及び監査役小林武氏は、社外監査役であります。
３．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．社外監査役稗田さやか氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
５．社外監査役小林武氏は、大手金融機関での業務経験があり、また大学等における会計分野に関する研究及び教授等を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の役員、執行役員及び管理・監督の立場にある従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が補償されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合には補償の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、経営状況や財務状況、経済情勢、重要な兼職等を考慮の上、役位・職責に応じて設定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	40,400千円 (6,000)	40,400千円 (6,000)	－	－	4名 (1)
監査役 （うち社外監査役）	12,000 (6,000)	12,000 (6,000)	－	－	3 (2)
合計 （うち社外役員）	52,400 (12,000)	52,400 (12,000)	－	－	7 (3)

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役の金銭報酬の額は、2018年６月25日開催の第８回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、６名（うち、社外取締役は２名）です。
3．監査役の金銭報酬の額は、2018年６月25日開催の第８回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、２名です。
4．取締役会は、代表取締役社長福原正大に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役幸田博人氏は、株式会社イノベーション・インテリジェンス研究所の代表取締役社長、リーディング・スキル・テスト株式会社の代表取締役社長、株式会社産業革新投資機構の社外取締役、一般社団法人IMA価値共創研究会の代表理事、株式会社ストラテジー・アドバイザーズの代表取締役会長及び株式会社Arentの社外取締役であります。各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
・監査役稗田さやか氏は、表参道総合法律事務所の所属弁護士、東京建物株式会社の社外監査役であります。各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
・監査役小林武氏は、名古屋商科大学ビジネススクールの教授であります。兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 幸田博人	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者及び学識経験者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 稗田さやか	当事業年度に開催された取締役会19回、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 小林 武	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、学識経験者としての専門的見地から適宜発言を行っております。

4．会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,755千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,755千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去２年間に受けた業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止　3ヶ月（2024年１月１日から同年３月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

③　処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である２名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(7) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

５．会社の支配に関する基本方針

当社グループでは、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

６．剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社グループは、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化や事業拡大及び競争力の確保を経営の重要課題と認識しつつ、業績の推移、財務状況、事業計画に基づく資金需要等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら、経営成績に合わせた利益配分を基本方針としております。

当社グループは現在、成長過程にあると考えており、そのため内部留保の充実を図り、いっそうの事業拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。今後においても当面の間は内部留保の充実を図り、内部留保資金につきましては優秀な人材の確保や新技術の導入及び独自製品開発に向けた投資に充当し、企業価値の向上に努める方針であります。上記の方針に基づき、第14期の配当につきましては無配としております。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針でありますが、現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

なお、当社グループは、剰余金の配当を行う場合には、年１回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。また、当社グループは、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**1,049,532**	**流動負債**	**77,699**
現金及び預金	631,643	未払金	51,955
受取手形及び売掛金	407,261	未払費用	8,164
前払費用	3,294	未払法人税等	2,288
前渡金	825	前受金	6,775
その他	6,507	預り金	8,514
固定資産	**42,724**	**負債合計**	**77,699**
有形固定資産	**470**	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	652	**株主資本**	**1,014,250**
減価償却累計額	△181	**資本金**	**97,135**
工具、器具及び備品(純額)	470	**資本剰余金**	**1,063,687**
無形固定資産	**33,098**	**利益剰余金**	**△146,572**
ソフトウエア	26,315	**新株予約権**	**306**
その他	6,783	**純資産合計**	**1,014,557**
投資その他の資産	**9,154**		
投資有価証券	784		
敷金及び保証金	8,370		
資産合計	**1,092,256**	**負債純資産合計**	**1,092,256**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2023年4月1日から
2024年3月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**916,955**
売上原価		**345,199**
売上総利益		**571,756**
販売費及び一般管理費		**593,423**
営業損失		**21,667**
営業外収益		
受取利息	8	
暗号資産評価益	47	
為替差益	664	
その他	83	805
営業外費用		
株式交付費	150	
その他	1	151
経常損失		**21,012**
税金等調整前当期純損失		**21,012**
法人税、住民税及び事業税	2,290	
法人税等調整額	△2,131	158
当期純損失		**21,171**
親会社株主に帰属する当期純損失		**21,171**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**1,065,968**	**流動負債**	**125,993**
現金及び預金	631,643	未払金	100,249
受取手形及び売掛金	411,617	未払費用	8,164
前払費用	3,294	未払法人税等	2,288
前渡金	825	前受金	6,775
その他	18,587	預り金	8,514
固定資産	**92,724**	**負債合計**	**125,993**
有形固定資産	**470**	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	652	**株主資本**	**1,032,392**
減価償却累計額	△181	**資本金**	**97,135**
工具、器具及び備品(純額)	470	**資本剰余金**	**1,063,687**
無形固定資産	**33,098**	資本準備金	901,812
ソフトウエア	26,315	その他資本剰余金	161,875
その他	6,783	**利益剰余金**	**△128,430**
投資その他の資産	**59,154**	その他利益剰余金	△128,430
関係会社株式	50,000	繰越利益剰余金	△128,430
投資有価証券	784	**新株予約権**	**306**
敷金及び保証金	8,370	**純資産合計**	**1,032,699**
資産合計	**1,158,693**	**負債純資産合計**	**1,158,693**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**920,915**
売上原価		**345,199**
売上総利益		**575,716**
販売費及び一般管理費		**579,241**
営業損失		**3,525**
営業外収益		
受取利息	8	
暗号資産評価益	47	
為替差益	664	
その他	83	805
営業外費用		
株式交付費	150	
その他	1	151
経常損失		**2,870**
税引前当期純損失		**2,870**
法人税、住民税及び事業税	2,290	
法人税等調整額	△2,131	158
当期純損失		**3,029**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月21日

Institution for a Global Society株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　石　原　鉄　也　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　石　田　　宏　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、Institution for a Global Society株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Institution for a Global Society株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告　謄本

独立監査人の監査報告書

2024年５月21日

Institution for a Global Society株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石　原　鉄　也　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石　田　　宏　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、Institution for a Global Society株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、Institution for a Global Society株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針および監査実施計画を定め、各監査役からその監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。

(2) 監査役の監査の方法およびその内容

① 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針および監査実施計画に従い、取締役等および他の監査役と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受けました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 内部統制システム（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会の決議の内容、および当該決議に基づき整備されている体制）について、取締役等からその構築及び運用の状況について報告を受け、意見を表明しました。

③ 計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）については、各監査役は、取締役等から報告を受けるとともに、会計監査人からその監査の実施状況および結果について報告を受けました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から、その「職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を適切に整備している旨の通知を受けました。また、会計監査人から、金融庁の行政処分を受け業務改善計画を提出したとの報告を受けました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査の結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査の結果

会計監査人　太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査の結果

会計監査人　太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年５月23日

Institution for a Global Society株式会社　監査役会

常勤監査役　加　納　　裕　㊞

社外監査役　稗　田　さ　や　か　㊞

社外監査役　小　林　　武　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款の一部変更の件

１．提案の理由

当社は、新しい経営体制に対応することを目的として、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長につき、取締役社長から取締役会長に変更するため、所定の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１条～13条（条文省略）	第１条～13条（現行どおり）
第14条（招集権者及び議長） 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	第14条（招集権者及び議長） 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。 ２　取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第15条～第22条（条文省略）	第15条～第22条（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第23条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 第23条～47条（条文省略）	第23条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。 2　取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 第23条～47条（現行どおり）

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	福原正大（ふくはらまさひろ） (1970年１月21日)	1992年４月　株式会社東京銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行 2000年９月　バークレーズ・グローバル・インベスターズ株式会社（現ブラックロック・ジャパン株式会社）入社 2006年１月　同社取締役 2009年12月　同社営業部門統括部長 2010年５月　当社設立　代表取締役社長（現任） 2019年10月　慶応義塾大学特任教授（現任） 2020年４月　東京理科大学客員教授（現任） 2021年４月　一橋大学特任教授（現任）	565,400株
	【選任理由】 福原正大氏は当社の創業者であり、創業以来、代表取締役社長として、強いリーダーシップを発揮し、事業拡大や企業価値向上に寄与してまいりました。豊富な知見・幅広く高い見識を有しており、引き続き取締役の責務を適切に果たすことが期待されることから、取締役候補者としております。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>ふりがな
氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>なかさと　しのぶ
中里　忍
(1976年11月13日)</td><td>1999年４月　千代田生命保険相互会社（現ジブラルタ生命保険株式会社）入社
2001年４月　株式会社ザ・アール（現株式会社アール＆キャリア）入社
2006年７月　ブルーカレント・ジャパン株式会社（現フライシュマン・ヒラード・ジャパン株式会社）入社
2014年７月　株式会社オールアバウト入社
2015年７月　同社執行役員
2016年８月　当社入社
2018年６月　当社取締役
2023年５月　当社取締役COO（現任）</td><td>6,500株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
中里忍氏は、取締役として当社の事業部門を統括する立場で当社の事業拡大や企業価値向上に貢献してまいりました。豊富な知見・幅広く高い見識を有しており、引き続き取締役の責務を適切に果たすことが期待されることから、取締役候補者としております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>なかえ　ふみと
中江　史人
(1950年12月21日)</td><td>1974年４月　株式会社三菱銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行
1996年４月　東京外国為替市場委員会議長
1999年７月　スタンダードチャータード銀行入行
2002年４月　同行東京支店ホールセールバンキング共同代表兼グローバルマーケッツ部門長
2021年３月　当社社外監査役
2022年６月　当社取締役（現任）
2023年12月　WealthPark株式会社監査役（現任）</td><td>1,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
中江史人氏は、金融機関の経営経験者として豊富な経験と専門性の高い知見を有しており、また取締役として、営業体制の強化や顧客獲得に貢献してまいりました。これらの知識や経験及び人脈を活かし、引き続き取締役の責務を適切に果たすことが期待されることから、取締役候補者としております。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	幸田博人（こうだひろと） (1959年6月8日)	1982年4月　株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2016年4月　みずほ証券株式会社専務取締役（代表取締役） 2016年5月　同社取締役副社長（代表取締役） 2018年7月　株式会社イノベーション・インテリジェンス研究所代表取締役社長（現任） 2018年10月　リーディング・スキル・テスト株式会社代表取締役社長（現任） 2019年12月　株式会社産業革新投資機構社外取締役（現任） 2021年3月　当社社外取締役（現任） 2022年5月　一般社団法人IMA価値共創研究会代表理事（現任） 2022年6月　株式会社ストラテジー・アドバイザーズ代表取締役（現任） 2022年7月　株式会社Arent社外取締役（現任）	－
	【選任理由及び期待される役割の概要】 幸田博人氏は、金融機関の経営経験者及び学識経験者として豊富な経験と専門性の高い知見を有しており、引き続き当該知見を活かし当社の経営全般について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことが期待されることから、社外取締役候補者としております。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．中里忍氏の戸籍上の氏名は、成田忍であります。
３．幸田博人氏は、社外取締役候補者であります。
４．幸田博人氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年３か月となります。
５．当社は、幸田博人氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
６．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因した損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
７．当社は、幸田博人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役稗田さやか氏が任期満了となります。つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
稗田（ひえだ）　さやか (1978年10月22日)	2007年９月　弁護士登録 2007年９月　半蔵門総合法律事務所入所 2010年１月　表参道総合法律事務所入所（現任） 2019年３月　東京建物株式会社　社外監査役就任（現任） 2021年３月　当社　社外監査役就任（現任）	－

【選任理由】

稗田さやか氏は、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、2021年に当社の社外監査役に就任以来、それらを活かしながら、監査役会及び取締役会の監査機能の向上に貢献しております。

同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者としております。

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．稗田さやか氏は、社外監査役候補者であります。

３．稗田さやか氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本終結の時をもって３年３ヶ月となります。

４．当社は、稗田さやか氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因した損害を当該保険契約によって塡補することとしております（ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合を除く）。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

６．稗田さやか氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

７．稗田さやか氏の戸籍上の氏名は、木村さやかであります。

第４号議案　資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、財務体質の健全化や税負担の軽減を目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたいと存じます。

具体的には、会社法第447条第１項及び会社法第448条第１項の規定に基づき、資本金及び資本準備金をそれぞれ減少し、これらの減少額をその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補に充当したいと存じます。

１．資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

2024年３月31日現在の資本金の額97,135,505円のうち47,135,505円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を50,000,000円といたします。なお、当社が発行している新株予約権が、効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2024年７月31日

２．資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

2024年３月31日現在の資本準備金の額901,812,547円のうち81,295,270円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を820,517,277円といたします。なお、当社が発行している新株予約権が、効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2024年７月31日

３．剰余金の処分の内容

上記１．及び２．の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、その他資本剰余金～円を減少して繰越利益剰余金に振り替えて、欠損填補に充当いたします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金　128,430,775円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　128,430,775円

(3) 剰余金の処分が効力を生ずる日

2024年７月31日

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区恵比寿一丁目20番８号
エビススバルビル５階　EBiS303
カンファレンススペースBC



交通　ＪＲ恵比寿駅　東口より　徒歩約３分
地下鉄日比谷線恵比寿駅　１番出口より　徒歩約４分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。